

# 学校選択制にかかる検証報告書

令和5年3月

大阪市教育委員会

# 学校選択制にかかる検証報告書

目次	1
はじめに	2
学校選択制検証のためのアンケート概要	3
学校選択制についての検証まとめ	
1 学校選択制の満足度について	4
視点① 学校選択制の満足度はどうか	
2 学校選択制に対する子どもや保護者の意見について	5
視点② 子どもや保護者が意見を述べ、学校を選ぶことができるか	
3 学校教育への関心について	6
視点③ 子どもや保護者が学校教育に強い関心を持つようになったか	
4 特色ある学校づくりについて	7
視点④ 特色ある学校づくりが進んだか	
5 開かれた学校づくりについて	8
視点⑤ 開かれた学校づくりが進んだか	
6 児童生徒の通学の安全について	9
視点⑥ 児童生徒の通学の安全に課題が生じていないか	
7 学校と地域、保護者の連携について	11
視点⑦ 学校と地域、保護者の連携に課題が生じていないか	
8 風評等による学校の選択について	12
視点⑧ 区や学校が提供する情報ではなく、風評等による学校の選択がなされていないか	
9 児童生徒数の増減による教育的課題について	14
視点⑨ 学校選択制による児童生徒数の増減で、教育的課題が生じていないか	
10 学校選択制における学校長の意見について	16
	桃山学院大学 中西啓喜 准教授
11 学校長との意見交換について（令和4年12月実施）	18
12 学校選択制の検証について	22
	大阪教育大学 森田英嗣 教授
<b>参考資料（中間まとめ掲載）</b>	
1 経過と現状	26
2 制度検証の趣旨目的	29
3 検証の対象・組織・進め方	30
<b>学校選択制検証データ</b>	34
学校選択制アンケート内容（令和2・3年実施）	44
<b>おわりに</b>	51

## はじめに

就学制度については、国においては平成 15 年に学校教育法施行規則が改正され、学校選択制が規定されたが、本市においては平成 20 年に指定外就学制度の一部見直しを行ったものの、就学制度全般について本格的に検討が行われなかった。

平成 24 年に市長と教育委員会との間で、学校選択制の導入が議論されたことを契機として、平成 24 年 7 月に制定された大阪市立学校活性化条例に学校選択制に必要な事項を規則で定めることが規定された。規則の制定に向け、教育委員会では、PTA 代表、学識経験者、公募委員などからなる熟議を開催し、学校選択制を含む就学制度について、広く意見を聴き、学校教育の活性化を図る観点から議論されたところである。

このような熟議での議論状況を踏まえ、教育委員会として、大阪の教育力の向上、充実を図り、教育の振興を推進し、子どもたちの最善の利益を図るため、子どもや保護者の意向に応え、各区の実情に即した本市小中学校の就学制度の改善を図る必要があるとの結論に達し、学校選択制と指定外就学の基準の拡大とする「就学制度の改善について」を同年 10 月に取りまとめた。

その後、学校選択制については、制度構築や周知を経て平成 26 年度入学から小学校では 6 区において、中学校では 12 区において制度を開始し、順次拡大され平成 31 年度入学から全区において実施した。制度利用により居住地の通学区域外の学校に就学している児童生徒については、年々増加しているところであるが、制度開始時に入学した児童が中学入学の時期に達していることなどから、制度導入の際に期待していたメリットや課題等を示した 9 つの視点について調査し、より良い制度とするために検証を行うこととした。

検証にあたっては、毎年実施してきた保護者へのアンケート結果に加え、あらためて保護者、地域団体関係者及び学校にアンケートを行うとともに、その結果を教育学や統計調査の専門家に提供して意見をいただいた。

これらをもとに学校選択制の検証を行い、報告書を取りまとめた。

**対象となる分析データ**

○ アンケート（令和2・3年度実施）

1 対象者と実施方法

(1) 保護者

- ・ 小学校と中学校の両方で学校選択制を利用した児童生徒・保護者が生じるタイミングに合わせて、小学1年生・中学1年生の保護者に実施
- 《令和2年度実施区》 此花区・中央区・西淀川区・淀川区・旭区・住吉区
- 《令和3年度実施区》 北区・都島区・福島区・西区・港区・大正区・天王寺区・浪速区・東淀川区・東成区・生野区・城東区・鶴見区・阿倍野区・住之江区・東住吉区・平野区・西成区
- ・ 各学校を通じてアンケート用紙と返信用封筒を保護者に配付（6月）、回答者無記名でアンケートに回答し区役所へ返送（7月）

(2) 地域団体関係者（小・中学校の学校協議会委員等）

- ・ 1学校に対し1団体以上を対象に、保護者アンケート対象年度に実施
- ・ 各区を通じてアンケート用紙と返信用封筒を地域団体関係者に配付（6月）、回答者無記名でアンケートに回答し区役所へ返送（7月）

(3) 小学校長・中学校長

- ・ 市立の小・中学校長を対象に保護者アンケート対象年度に実施
- ・ 各区から各学校あて調査用紙を送付（6月）、区役所へ通送により回答提出（7月）

2 アンケート内容 学校選択制検証データ(44ページ)のとおり

○ 保護者アンケート（平成26年度から経年的に実施）

当該年度に入学した児童生徒の保護者全員に実施

**アンケート回収状況(令和2・3年度実施分)**

保護者	配付数	回収数	回収率
小学生の保護者	18,974	10,091	53.2%
中学生の保護者	17,185	7,525	43.8%

地域団体関係者	配付数	回収数	回収率
	1,045	770	73.6%

学校	配付数	回収数	回収率
小学校	286	286	100.0%
中学校	130	130	100.0%

### 1 学校選択制の満足度について

#### 視点① 学校選択制の満足度はどうか

学校選択制の満足度を検証するにあたり、制度の評価の観点として「学校選択制は良い制度だと思うかどうか」（資料⑤）については、小学生の保護者、中学生の保護者とも全体として約7割の方が「良い制度だと思う」と回答されている。また、学校選択制により通学区域外の学校を選択された方においては小学生の保護者、中学生の保護者とも約9割の方が「良い制度だと思う」とのことであった。「どちらでもない」と回答されている方は全体で約2割、「良い制度だと思わない」は約1割となっており、制度そのものについては肯定的に受け止められていると推察される。

「良い制度だと思う」理由として、「児童生徒やその保護者が自分たちの意志で学校を選択することができる」「学校教育について情報を収集するなど関心を持つ機会となった」などの回答が多く見られた。「良い制度だと思わない」理由としては、「児童生徒数の増減による影響」などとともに「選択した学校が抽選となった場合、兄弟姉妹で別々の学校になってしまうことがある」など、各区で抽選時の優先事項も異なっており、兄弟姉妹が同じ学校に行けるかどうか保証できない現状がある。

学校の受入枠については、1学級分の増を上限とすることとしているが、学級増ができずに入学希望者が募集人数を超えたため抽選となった学校の多くが「増築・教室改造による教室不足」「将来推計による教室不足」を学級増できない理由としている。これまでの議論から、学校の施設収容範囲内で、通学区域外の児童生徒を受け入れるとしており、学校選択のための増築等の対応は行わないとされている。

地域団体においては、約5割の方が「良い制度だと思う」と回答されており、約3割の方が「良い制度だと思わない」とのことであった。「良い制度だと思わない」理由（資料⑦）としては、「通学区域外の児童生徒・保護者との連携がしづらい」、「子どもは地域で育てるもの」などの意見があった。

#### 【検証のまとめ】

学校選択制については、多くの保護者から良い制度であると評価されており、今後とも制度実施が必要であると考えます。

希望する学校が受入れ可能人数を超え抽選となった場合、区によって「きょうだい」「距離」「進学中学」を優先することと設定されているが、一部の保護者の意見において、「きょうだい」優先の設定がされておらず兄弟姉妹が同じ学校に行けるかどうか保証がないことや、「進学中学」優先の設定がされておらず中学進学時に再度選択制を利用する必要があり通学区域内の学校を選択したとの声もあることから、優先の設定について検証を行ったところ優先の設定の有無による評価の大きな差は見られなかったが（資料④）、学校選択制がより良い制度となるよう、今一度、優先の整理、類型の検討等、各区の実情にあった検討も必要ではないかと考える。

## 2 学校選択に対する子どもや保護者の意見について

### 視点② 子どもや保護者が意見を述べ、学校を選ぶことができるか

学校選択制は、就学すべき学校の指定に先立ち、あらかじめ保護者の意見を聴取することができる制度で、理由を問わず学校選択が可能であり、保護者の意見を一定反映することができる制度設計としている。「学校選択制で子どもや保護者が意見を述べ、学校を選ぶことができるか」（資料⑧）については、小学生の保護者、中学生の保護者とも約6割の方が「できている」と思うとの回答であった。一方で「できていないと思う」と答えた方の自由記述としては「校区外の学校を希望したが抽選で落ちたため行けなかった」との意見もあり、「わからない」と答えた方の意見としても「意見を述べる場がなかった」や「学校案内だけでは情報が不足している」とあった。

保護者の意見とは、入学する学校を選ぶ事などを意味するが、その意見を聴取する方法として「希望調査票」の提出を求めており、提出率も年々増加している。アンケートの経年結果(資料⑨)において、令和3年度では小学生の保護者、中学生の保護者とも約8割となっている。令和2・3年度に実施したアンケート調査における自由記述からは、少数ではあるが「意見を述べる場がなかった」との意見もあり、意見聴取そのものが個人面談のように場が設けられると思われた方もあり、今後希望調査票の提出を求める際にはきちんと説明をしておく必要があるのではないかとと思われる。

学校選択制を利用して通学区域外の学校に就学する児童生徒(資料⑩)は、令和3年度では、小学生の保護者が約1割、中学生の保護者が約0.7割と回答しており、年々微増傾向にあり、制度が定着しつつあるのではないかとと思われる。

#### 【検証のまとめ】

「学校選択制」は就学すべき学校の指定に先立ち、理由を問わず希望調査票の提出により学校を選択することが可能であり、「指定校変更」は就学すべき学校が指定された後に保護者が区役所及び学校に理由の提示とともに変更手続きを行うものである。

指定校変更では保護者が変更理由を明確にしないといけないという心理的負担や手続き上の負担を考えると、学校選択制が保護者にとって良い制度と評価される理由のひとつになっているとも考える。

学校を選択する際には、事実と異なる風評や偏見など、いわれなき忌避意識をもって就学する学校を選ぶことはあってはならないことであり、適切な学校選択が行われるよう、引き続き保護者に対する啓発の強化に努める。

### 3 学校教育への関心について

#### 視点③ 子どもや保護者が学校教育に深い関心を持つようになったか

「学校選択制によって、子どもや保護者が学校教育に深い関心を持つようになったか」(資料⑩)については、「深い関心を持つようになったと思う」と回答された方は、小学生、中学生の保護者とも約6割となっている。一方「深い関心を持つようになったと思わない」方は、小学生の保護者で約1割、中学生の保護者で約2割となっており、「わからない」と答えた方、「無回答」の方は小学生の保護者、中学生の保護者とも約2.5割となっている。「学校選択制により学校教育に深い関心を持つようになったと思う」と回答した方は多く見られ、学校選択制が学校教育に関心を持つことに寄与していることが伺える。

アンケート調査における自由記述の保護者の意見としては、学校選択制を契機として学校教育に関心を持ち、通学区域内、通学区域外のいずれを選択したかに関わらず、「学校案内」の資料などをもとにどの学校に通学すべきかを考えたとの回答が多かった。

アンケート調査における自由記述から学校側の実感としても学校説明会への参加が増加しただけでなく、説明会の場においても熱心に質問されるなど、明らかに学校教育に深い関心を持つ保護者が増えてきたとのことであった。また、「学校説明会」だけでなく自主的に学校見学や教職員との面談を依頼するなど、保護者自ら学校の情報収集に努め、学校選択がおこなわれていたと推察される。

アンケートのなかには、「子どもの将来や通学の安全確保など、子どもの進学について真剣に考え、選択した学校に行けるかどうか決まるまで精神的に疲れた」との意見もあったが、学校選択制により「学校教育」について親子で考える良いきっかけとなったのではないかと思われる。

#### 【検証のまとめ】

学校教育への関心という点では、学校選択制の独自の取り組みである区内各校の情報が掲載されている「学校案内」の配付や「学校説明会」の開催が契機となり、学校教育への関心が深くなったのではないかと思われる。

学校選択制の導入以前は、通学区域内の指定された学校に就学することとされており、選択する必要が生じないことから関心は低かったと考えられるが、制度導入後は、学校選択制の手続きである希望調査票の提出に際して、保護者は学校の情報を収集し、就学する学校を選択している。

学校選択制は、学校側にとっては案内の作成や説明会の開催など、一定の負担が生ずるものではあるが、保護者が子どもの将来を考え、各学校が取り組んでいる教育内容に深い関心を示し、それぞれの学校の特色を知る機会になったものとする。

## 4 特色ある学校づくりについて

### 視点④ 特色ある学校づくりが進んだか

「学校選択制によって、特色ある学校づくりが進んだか」（資料⑫）については、学校選択制を利用して通学区域外の学校へ通学しているか、通学区域内の学校へ通学しているかで差があり、中学生の保護者で通学区域内に通学している方が約3割、通学区域外に通学している方で約5割の方が進んだと思うとの回答となっている。学校選択制により通学区域外の学校を選択した一部の保護者は、学校が取り組んでいる特色づくりを評価しているのではないかと思われる。

学校側の意見としては小学校、中学校とも「どちらでもない」が約6割を占めており、学校の特色づくりとして、「学校選択制に関わらず各学校で様々な取り組みがされている」との自由記述から、このような回答結果になったと思われる。

視点⑤にも関係するところではあるが、学校が様々な特色ある学校づくりに取り組んでいることが、「学校案内」や「学校ホームページ」などにより広く情報発信され、子どもや保護者たちが望む学校ごとの特色ある教育を選択することができるようになったのではないかと思われる。

#### 【検証のまとめ】

特色ある学校づくりという点においては、学習指導要領に基づいてすべての子どもに一定水準以上の教育を保障することが大前提だが、例えば小学校では読書や音楽に力を入れるなど、学習の内容や方法の重点をどこに置くかということや、地域の商店や工場に見学に行くなどの地域の産業や文化などの特色を生かすということがあげられる。

今回の検証では学校の意見として学校選択制に関わらず、従来から学校教育の質の向上をめざして特色ある学校づくりに取り組んでいるとの回答が多くあった。

今回の検証を通して言えることは、学校が取り組んでいることが学校選択制を契機として多くの保護者に伝わり、保護者の実感として表れてきているのではないかと推察される。

今後とも、学校長が地域に根ざすなど特色ある学校づくりが進むよう区役所や教育委員会等の関係機関や地域等が学校への支援等に努める必要があると考える。



## 5 開かれた学校づくりについて

### 視点⑤ 開かれた学校づくりが進んだか

「学校選択制によって、開かれた学校づくりが進んだか」（資料⑬）については、学校における保護者や地域住民の参加が進むような取り組みが充実してきたかどうかという視点で検証を行った。学校選択制を利用して通学区域外の学校へ通学しているか、通学区域内の学校へ通学しているかで約1割の差があり、中学生の保護者で通学区域内に通学している方が約3割、通学区域外に通学している方で約4割の方が「学校の取り組みが充実してきたと思う」との回答となっている。

前述の特色ある学校づくりと同様に学校側からの回答は「どちらでもない」が約5～6割を占めており、自由記述から多くの意見として「学校選択制」に関係なく保護者や地域住民の参加が進むような開かれた学校づくりの取り組みを行っているという認識である。さらに自由記述による分析結果では、本来であれば学校行事等に保護者や地域が参加することにより学校情報が共有され連携が図られていたが、コロナ禍の影響で多くの学校が行事等を自粛せざるを得ない状況になり、開かれた学校づくりが進んだかどうかについては「どちらでもない」との回答が多くみられたと思われる。

また、情報発信という観点では、学校側の自由記述の意見として、近年のICT化の推進により学校ホームページの作成が容易になったこともあり、多くの学校がホームページの更新回数が増えたとの回答が多かった。一方で学校選択制により学校教育に関心を持つ保護者が増えたことにより学校ホームページの閲覧者数も増加し、相乗効果により開かれた学校づくりが進んだと言える。

#### 【検証のまとめ】

学校説明会等については、コロナ禍による自粛という問題もあったが、開かれた学校づくりの基本となる情報発信という観点においては、多くの学校がホームページの充実や更新回数の増加などに取り組んでおり、学校長自らが毎日ホームページの更新を行っている学校もある。

また、ある区の広報紙では毎月、区内小中学校の学校長の紹介により学校の雰囲気・特色や主な取組み等が掲載されており、学校と区役所が連携して情報発信をしているところもある。

学校が発信する情報が学校選択制によって保護者の貴重な情報源として活用されていることが伺えることから、正しい情報が速やかに、より多くの人に発信されることは、古い情報や事実と異なる風評による被害を防ぐことが期待され、今後とも学校ホームページの充実などの情報発信を強化していくことは必要であると考えられる。

## 6 児童生徒の通学の安全について

### 視点⑥ 児童生徒の通学の安全に課題が生じていないか

「子どもの通学の安全に課題が生じている」（資料⑭）と回答した保護者は、小学生の保護者全体で約 2.4 割、中学生の保護者全体で約 1 割となっている。通学の安全に課題が生じているかどうかについては、学校選択制により通学区域外の学校に通学している児童生徒と、通学区域内の学校を選択した児童生徒では、あまり差は見られないと考える。通学区域内の学校を選択している保護者においても、「安全に課題があると感じている」との回答が約 2.4 割あることから、通学の安全性については注目が高いと考えられる。

小学校入学において、通学区域外の学校を選択された方（資料⑮）の約 5 割は、自宅から学校までの距離が近いことを理由とされており、学校選択制により自宅から近い学校を選択されることにより通学の安全の確保につながっていると推察される。言い方を変えれば、自宅から学校への通学距離などの安全性の観点から通学区域外にするか通学区域内にするかの選択がなされており、通学の安全を検討するうえで、距離の問題は当然のことであるが、大きな道路があるため交通量が多い、川があつて橋を渡るため遠回りになるなど立地上の問題も考慮して学校を選択するなど、学校選択制が通学路の安全確保につながっている側面があるとも言える。

学校へのアンケート（資料⑭）においては「課題がある」との回答が小学校で約 6 割、中学校で約 4 割あり、保護者との課題認識の相違が見られる。自由記述によれば児童生徒の安全確保については、学校と保護者や地域等の連携による見守り活動や、集団登校の編成検討、教職員による巡回など状況に応じた対応が取られている。しかしながら一部の地域団体においては通学区域外児童の情報が不足しているために家庭の状況などがわからないとの声もあるが、学校がうまくコーディネートすることにより地域連携を強化しているところもあった。

引き続き、児童生徒に対しては安全教育を行うとともに、地域住民の安全確保は自治体の責務であり、通学路の安全確保については、保護者、学校関係者に加え、区役所、道路管理者、交通管理者などが連携して留意していく必要があると考える。

### 【検証のまとめ】

児童生徒の通学の安全は、課題の論点がそれぞれの立場で多少の差があるものの、誰もが安全確保の重要性を認識している。学校選択制を利用した方の多くが学校までの距離を選択理由とされており、この点においては、学校選択制が通学の安全確保に一役を担っているともいえる。

中間まとめ以降に実施した学校長との意見交換では、小学校では高学年になるにつれ保護者による送迎がなくなっていくが、PTA、青少年指導員、地域などの見守り活動により通学の安全が確保されているとのことであった。

本市の全域は、いずれかの小学校の通学区域に位置づけられているところであるが、本市では、交通安全対策基本法に基づき、「大阪市交通安全計画」を策定し、人命尊重の理念をもとに、高齢者、障がい者、子ども等の交通弱者や、道路交通において弱い立場にある歩行者の安全を確保する「人優先」の交通安全思想を基本とし、交通事故がもたらす社会的、経済的損失も勘案して、究極的には交通事故のない社会をめざし、悲惨な交通事故の根絶に向けた交通安全の取組みを市民の理解と協力のもと推進するとされている。この計画において、対策を考える視点として、道路交通環境の整備、交通安全思想の普及啓発等の7つの交通安全対策を実施するものとされ、子どもの安全対策としては、将来を担う子どもたちの尊い命を交通事故から守る必要性が一層求められることから、通学路等子どもが日常的に移動する経路が、安全安心な歩行空間となるよう、整備を推進することや、幼児から高齢者まで段階的な交通安全教育の普及啓発活動等の推進を図る必要があるとされている。

通学路においては、「大阪市通学路安全プログラム」に基づき、合同点検を実施し、路肩のカラー舗装のハード対策や安全教育の実施等のソフト対策を実施している。

文部科学省作成の手引きによると、「登下校時の見守り活動は、学校を中心に、保護者やPTA、地域住民、行政、警察、民間企業、地域団体等が一致団結して連携・協働し、地域全体で取り組むことが重要です。」「一人一人ができる範囲で、子どもたちや地域へ目を向け、見守り活動を実施することで、犯罪や事故が起きにくい環境をつくることができます。」と記載があり、見守り活動の例として、「定点見守り」、「登下校への付き添い」、「点検・巡回」、「ながら見守り」があげられている。この「ながら見守り」については、積極的に啓発活動を実施している自治体もあり、本市においても市民全体で、安全確保の取組みについて協働していく雰囲気づくりが求められるところである。

また、様々な安全確保の取組みの中で、通学の安全確保にかかる保護者と学校の認識のずれが、小さくなることも期待される。

今回の検証においては、通学路の安全確保は保護者、学校関係者だけの責任ではなく、通学路は市域全域が通学区域である現状を踏まえると、学校選択制に限らず社会全体で連携して、市域全体の安全確保に取り組むことが重要であり、全体の利益につながるかと考える。

## 7 学校と地域、保護者の連携について

### 視点⑦ 学校と地域、保護者の連携に課題が生じていないか

昨今、地域活動の担い手不足の問題、少子化による影響などに地域コミュニティが希薄化しているという課題があるなかで、学校選択制により、学校と地域の関係(資料⑯・⑰)について「悪くなった」との回答については、学校、地域団体はいずれも約1割であり、「変わらない」との回答については小学校・中学校いずれも約8割、地域団体では約6割となっている。

次に、「地域の繋がりが薄くなってきていると思うか」という設問に対して、地域団体の約7割の方が「薄くなってきたと思う」と回答されている。その背景として(資料⑱)、「共働きが増えPTA活動や地域活動に時間を割ける人が減ったから」「地域活動や行事に関心のない人が多くなったから」など、地域団体においては、ライフスタイルの変化や地域活動に対する住民意識の変化を原因として感じておられる方が多くみられる。

また、地域団体からは、地域での見守り活動などの場において、通学区域外からの児童生徒や家庭の状況がわからないという意見もあり、通学区域外の児童生徒が地域と積極的に関わるような働きかけも必要かと考える。地域行事に積極的に参加するよう、学校がコーディネートしているとの意見もあった。

住んでいる地域の行事(祭り等)に参加しているかどうか(資料⑲・⑳)については、小学生の保護者で約7.7割、中学生の保護者で約6.6割が「参加している」との回答であった。通学区域内の児童生徒か通学区域外の児童生徒では小学生の保護者においては約0.5割の差、中学生の保護者においては約1割の差があった。

学校選択制により通学区域外の中学校を選択した中学生が小学生の時に地域行事に参加していたかどうか(資料⑲・⑳)についてもあまり差がなかった。児童生徒が地域行事に参加するかどうかは学校選択制による影響は小さく、時間的な余裕やその他の問題が関係しているのではないかと推察される。

#### 【検証のまとめ】

学校選択制が学校、地域に何らかの影響を与えていると感じる方はあまり見られなかったが、通学区域外の児童生徒を受け入れることにより、保護者、学校、地域の連携が難しいと答えた地域もあれば、より連携が深くなったと答えた地域もある。

引き続き、学校においては、地域、保護者との連携に努めるとともに、ライフスタイルの変化や地域活動に対する住民意識の変化により地域コミュニティの希薄化を感じる方が多い中、地域コミュニティの様々な状況や課題については学校選択制に関わらず、検討が必要であることが伺える。

## 8 風評等による学校の選択について

視点⑧ 区や学校が提供する情報ではなく、風評等による学校の選択がなされていないか

「風評(うわさ)等による学校選択がされていると思うかどうか」(資料⑳)については、小学生・中学生の保護者ともに「されていると思う」「されていると思わない」「わからない」とそれぞれ約3割で意見が分かれている。

「学校を選択する際にどのような方法で学校の情報を得たか」(資料㉑)については「学校案内」「学校説明会」「学校ホームページ」が小学生・中学生の保護者とも上位を占めている。一方、学校側の意見として「風評等による影響がある」との回答は約1～1.5割あったが、「影響がない」との回答は約3～4割、「わからない」との回答が約4.5割あった。

SNSの普及により事実と異なる風評などが拡散されることもあり、正しい情報を提供するために学校ホームページ等による情報発信が必要であると考え。今回のアンケートでは保護者の自由記述に記載された具体的な風評の内容としては、「〇〇学校はガラが悪い。荒れている。」のように学校環境に対するものが多く見られる。また、教職員の評判、学校に対する評判についての記載もあった。学力に関する内容については、「〇〇学校は学力レベルが低い」「〇〇学校は全体の学力レベルが高いため、少しでも成績が良くないと内申が下がる」など様々な風評が見られた。一方では「〇〇学校の特別支援学級は先生が熱心」「〇〇学校は〇〇の部活動に実績がある」「〇〇学校は英検・漢検に取り組んでいる」などの学校の特色ある取り組みが保護者間の情報として伝わっているものもある。

学校による正しい情報発信は、事実と異なる風評による学校選択が行われることを防止する効果がある。仮に学校が抱えている課題があっても、課題解決に向けた取り組みを行い、情報発信していくことが重要である。必要に応じて各区役所や教育委員会との連携を行っていくことが大切であると考え。課題や解決策も含めて学校の取り組みの情報発信を行い、適切な学校選択が行われるよう、学校案内や学校説明会、学校ホームページなどを通じて、学校の魅力を積極的に伝えていく必要がある。

学校選択においていわれなき忌避意識をもって就学する学校を選ぶことはあってはならないことであり、事実と異なる風評や偏見等で学校選択に影響がないよう、学校選択制の学校案内において啓発文書を掲載するなど周知・啓発に努めている区もあり、今後、各区においても啓発活動を積極的に行う必要があると考え。

#### 【検証のまとめ】

中間まとめ以降に実施した学校長との意見交換では、風評として「学校の荒れ」を課題視する声があり、「小学校の荒れの原因となった児童とそのままと学区内の中学校に就学するのではなく、別の中学校に行きたい」との理由により通学区外の中学校を選択する等、小学校の荒れが中学校進学の際に影響し、以前は学校が荒れていたが現在は落ち着いているにも関わらず、現在でも荒れていると言われることがあるとの意見もあった。

これらの課題に対して一部の中学校区においては、学校長が一堂に会し、学校選択制により通学区外の学校を選択される原因を分析するなどの議論を行ったり、中学校への進学が楽しみとなるように小中学校が連携して部活動体験などの事業を行ったりするなどの対策が講じられている。

学校選択制において、積極的な正しい情報発信により風評被害を防止するとともに、いわれなき忌避意識により学校選択をすることはあってはならないことであり、学校においては人権教育を推進し、本市としても積極的な啓発活動等に継続して取り組んでいく必要があると考える。

また、教育委員会や区などの行政としても、継続して荒れのある学校への支援を行うとともに、学校の取組みや状況の情報発信を支援して、児童生徒、保護者が事実に基づいた情報により適切な学校を選択ができるように取り組んでいく必要がある。

## 9 児童生徒数の増減による教育的課題について

### 視点⑨ 学校選択制による児童生徒数の増減で、教育的課題が生じていないか

学校選択制による児童生徒数の増減について(資料③)は、小中学校とも増により課題があると答えた学校は約2～2.5割、減による課題が生じていると回答した学校は約1～2割となっている。

児童生徒数の増による課題として、具体的に教職員の負担増と回答された学校が多く、家庭訪問の範囲拡大や登下校の安全確保などの問題をあげている。次いで教室の不足などを課題とする学校が多い。

児童生徒数の減による課題としては、学級数の減、教職員数の要員減と回答する学校が多くなっている。また、単学級によるクラス替えができない等の声もある。

令和4年度における学校選択制による児童生徒数の増減(資料④)を、学級数別に増減率((通学区域外からの入学数－通学区域外への就学数)／児童生徒数)から分析すると、学級数12～24の適正規模校では増減幅は少ないが、適正規模を下回る小規模校ほど減少率が高い傾向が見られ、小学校においては全学年単学級の学校の通学区域内児童の通学区域外への就学はさらに高い傾向にあると伺える。学校選択制において、アンケート調査では見えてこなかったが、通学区域外の学校を選択する理由の一つとして児童生徒や保護者が小規模校より適正規模校を希望されているのではないかと思われる。

学校選択制によって学校に何らかの教育的課題があるのであれば、先ず学校長が課題に対応することが前提となるが、学校だけでは課題の解消が難しい場合、教育委員会及び区等が連携し、取り組むことが必要であると考えます。

### 【検証のまとめ】

学校長への制度に対する自由記述の有識者による分析（P16）からは、学校選択制に起因する固有の課題はあまり見られなかったところであるが、指定校変更の事例ではあるが不登校対応による家庭訪問や、大きな希望を入学する学校に抱いていたが、現実とのギャップに悩む生徒への対応など、一般的に起こりうる事例も多く見られ今回の調査を機に様々な学校の課題が表れてきたのではないかと推察されている。

中間まとめ以降に実施した学校長との意見交換においても、学校選択制の影響以上に学校の規模による固有の課題が多くあった。大規模校においては児童生徒数の増加による教室数、運動場の利用などハード面の課題があり、マンションの建設等により児童生徒数が増加し、運動場や図書室の利用に学年ごとに制限を設けるなどの現状があった。また小規模校においては児童生徒数の減少による授業や行事の内容などソフト面の課題があり、修学旅行で団体扱いにならない、借上げバスが割高で利用できないなどの現状だけでなく、体育の授業でチーム競技ができない、部活動で団体競技のチーム編成ができないなどの教育的課題があった。

今回の検証から児童生徒や保護者が適正規模の学校を希望されているのではないかという分析結果もあり、学校規模のように学校の努力だけでは根本的な解決が困難な課題については、今後とも区役所や教育委員会と連携して解決していくことが必要であると考えます。

次に学校選択制の実施にかかる業務が教職員への負担になっていないかという観点で改めて検証を行った。

学校における業務としては、受け入れ人数の調整、学校案内の更新、学校説明会の実施などがあり、これらは学校選択制の導入以前では無かった業務であるが、これらを特に大きな課題とする学校は見受けられなかった。しかしながら、学校現場の負担軽減が求められている現状において、スクールサポートスタッフの配置などの学校現場を支援する制度を有効に活用することが求められる。

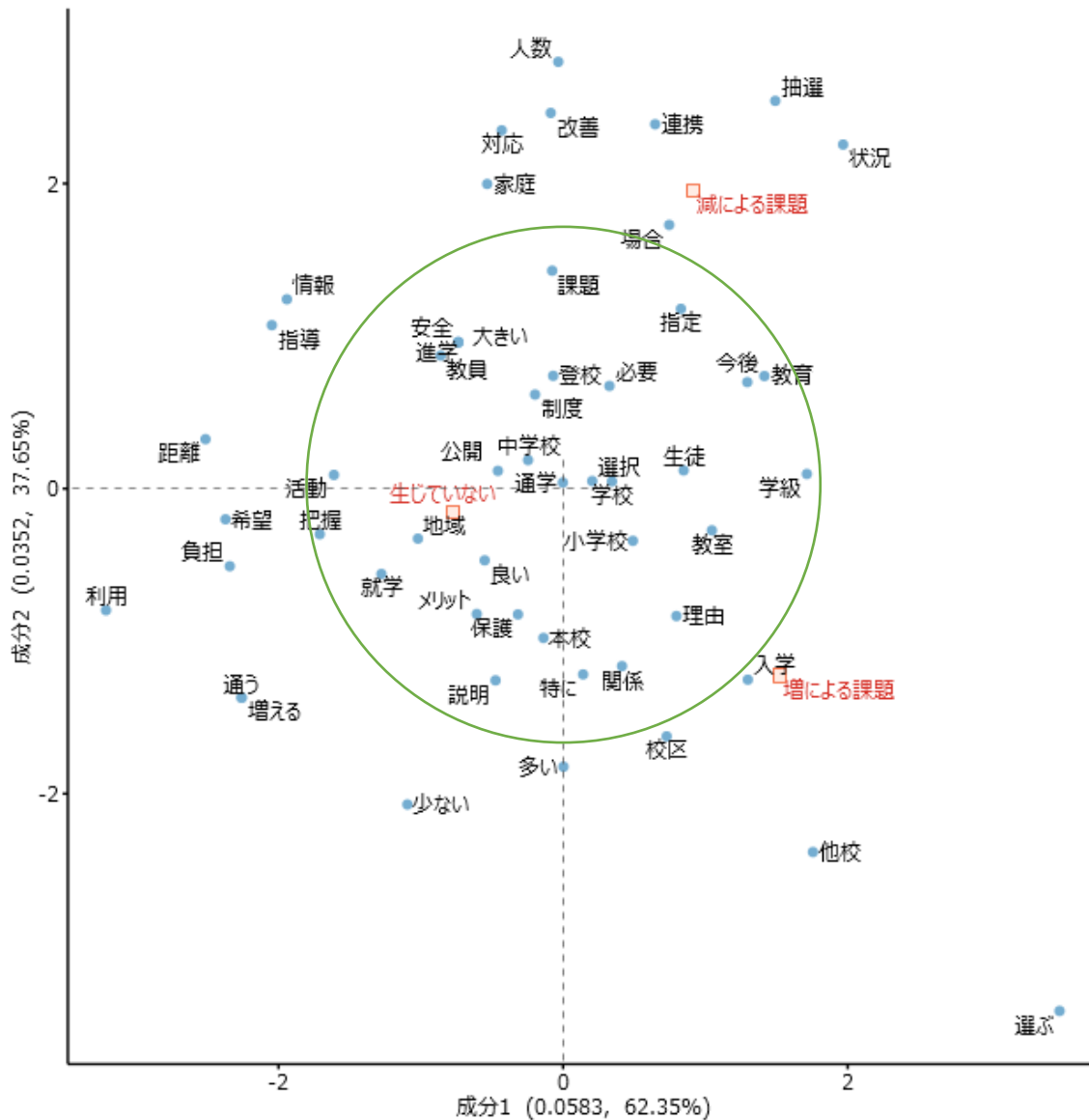
また、不登校の児童生徒に対する対応業務について、学校選択制における意見として通学区域外の対応となり、学校からの距離が遠くなることを課題とする声があるものの、本市においては他市と比較すると通学区域が一般的に小さいということや、小学校の選択理由として「通学距離が近い」が一番多くあることから、比較的近隣の対応が想定される。また、不登校対策として一部の区においては、区独自の事業として不登校対策支援員を各学校に配置し、学校の負担を軽減している。

今後、教育委員会では学校現場の負担軽減に対して各種の取り組みを進めているところであり、学校選択制による課題についても期待されることである。



10 学校選択制における学校長の意見について

桃山学院大学 中西啓喜 准教授



【分析方法】

学校選択制にかかる学校状況調査 問 14「その他、学校選択制度の改善に向けて、ご意見がありましたら自由に記述してください。」の問いについてKHコーダーを用いたテキストマイニングによる分析。自由記述の中にポイントとなる単語がどの程度出現しているかをイメージ化したもの。

座標交点を中心として中心部ほど、その単語が意見記述として多く出現している(=立場に依らずに出現している語)。また単語が近い位置に分布しているものは相関性がある(=□の立場が多く記述している語)ものと分析できる。

## 【分析結果】

まず「通学」という単語が座標交点上にあり、自由記述では頻出語として挙がっており、「通学－学校－選択」と繋がっていることから、どの意見の学校長でも「通学」については最も関心が高いということがこの分析から伺える。

多くの学校長が自由記述では「課題が生じていない」と認識されているものの、児童生徒数増による課題を感じている学校長が、児童生徒数の減による課題よりもやや多い傾向にある。学校選択制に対する学校長の意見としては、「入学」という単語に着目するならば、以下のような学校が抱える悩みがある。

- ・ 私立学校の入学等の関係から入学予定数の確定が3月ぎりぎりまでかかり入学者の確定が煩雑になっている。
- ・ 学校を選択して就学する生徒は多様な特性と大きな望みを持ってきている場合が多い。部活動で選択した生徒で方針などが合わずに悩む事例や、保護者によっては入学前に期待していたことを学校にやってもらえて当然だと考える方もある。学校も児童生徒やその保護者のニーズに応えるためにできる限り努力をしているが、不幸にして児童生徒に遅刻が多くなったり、不登校になったりするケースもある。学校体制としても十分にケアできない例が他校でも見られる。
- ・ 在校生に兄弟がいる場合は優先して入学できるようにしてほしいという意見が保護者から多く寄せられている。

また「課題」という単語では、各学校個別課題もあり多種多様であるものの、これまでの検証により課題となったものも見られる。

- ・ 児童生徒数の増減により学級数等で課題が生じている学校がある。
- ・ 通学距離が長くなることにより安全上の課題があると思う。
- ・ 小学校時の友人関係やいじめ、不登校の課題を抱えての学校選択があるが、選択したことが効果的に働く場合とそうでない場合がある。
- ・ 絶対的な子どもが減少する中で、学校の取り組みだけでは改善できない課題がある。
- ・ 部活動を理由に選択をする生徒があるが、指導者の転勤や後継者の育成に課題がある。

## 【考察まとめ】

学校選択制に対しては、学校長の意見として否定的に評価している記述はあまり見られないものの、学校が課題として考えていることが今回の分析によってある程度明らかになったのではないかとと思われる。

学校選択にあたって児童生徒やその保護者が選択する学校に期待していたことと、現実との学校生活にギャップを感じる方もあり、遅刻や不登校などに対するケアが必要となってくる。特に小学校時に友人関係や家庭事情等により不登校などの課題を抱えて学校を選択した場合に、選択したことが効果的に働くかどうかの問題もあり、学校現場にそのケアが求められているという認識がある。

なお、私立の受験の影響により3月ぎりぎりまで入学者数が確定できない場合もあるため、新入学者に対する受け入れ準備に十分な期間確保できず繁忙要素となっているとの意見があったが、学校選択制のスケジュールでは12月に決定し保護者に就学通知書を送付していることから、学校選択制が影響しているとは考えづらい。

## 11 学校長との意見交換について

○良い点 ●悪い点 □要望 ※学校選択制関連以外も含む

項目	分類	意見内容
通学の安全等	小学校	<p>○いずれの学校も通学区域内の地域との関係は概ね良好であり、地域と連携した見守り活動が行われている。</p> <p>○青少年指導員やはぐくみネット等が中心となり、PTAで協力し合っで見守り活動を行っている。</p> <p>●学校案内でも記載があるように通学区域外からの通学の安全確保は保護者責任でと区役所から伝えられているが、学校によって保護者の状況に差がある。</p> <p>●小学校中学年以降になると保護者送迎はほぼなくなっている。</p> <p>●通学区域外の地域との連携に課題を感じている。</p>
	中学校	<p>●地域での通学の見守りは小学生を中心に行っているの、中学校では見守りに関して地域との関わりは少ない。</p> <p>●禁止している自転車で通学する者があり、学校が定期的に巡回している。</p> <p>●部活動で遅くなった場合の安全に不安がある。</p> <p>●通学路で大きな車が多く通行する、街灯がなく見通しも良くないなど、立地的に問題があるため通学に不安がある。</p>
緊急時対応 (防災関係含)	小学校	<p>○防災訓練については、地域、区役所、消防署と連携して行われている。</p> <p>○特に低学年については保護者への引き渡し原則となるため、引き渡し訓練を実施し一定のルール（保護者との申し合わせ）により下校させている。</p>
	中学校	<p>●緊急時の保護者の送迎はあまり想定しておらず、課題を感じている。</p> <p>○安全確認ができるまでは学校に待機。状況により避難誘導等を行う。自力下校が可能であれば下校させ帰宅したら電話・メール等で連絡するよう指導している。</p>
教育環境	大規模校	<p>□学校の整備は、まちづくりの観点と連動して計画的にしっかりと進めていくべきである。</p> <p>●児童生徒数の増加により、特別教室を一般教室に転用するなどの必要があった。</p> <p>●運動場が狭隘であるため児童生徒数の増により使用を制限する必要が出てきた。</p> <p>●住宅地の整備等により、児童数が増加しても、学校設備はそのままであるため教育を受ける権利の保障ができない。</p> <p>●校区外からの就学数が多いと人気校に見られがちであるが、課題を抱えながら、新たな学校環境に期待して選択する児童生徒も多く、対応に苦慮している。</p>
	小規模校	<p>○すべての児童の顔と名前が一致し、教師の目が行き届く。当該校を選択した保護者からも学習面や生活面でしっかり見てもらえるという期待がある。</p> <p>○学力的に課題がある児童生徒については一律にICTを活用するのではなく、個別の状況により板書をしてノートを取らせるなどきめ細かな教育を行っている。</p> <p>●小規模化がさらに進んで複式学級も検討せざるを得ない状況になった。</p> <p>●男女の人数バランスがとれないことがあり学校行事等への支障だけでなく、思春期の児童生徒が体の悩みを抱えた時等クラスメートに相談できないことがあった。</p> <p>●人数が少ないことにより体育の授業や音楽の発表などが成立しないことがあり支障が出ている。</p>

		<ul style="list-style-type: none"> <li>●部活動が単独で成り立たず、団体競技でチーム編成ができないため試合ができない。</li> <li>●児童生徒間のトラブルがあり分離以外の解決策が見つからない場合に、単学級ではどうすることもできないことがある。</li> <li>●修学旅行などの校外行事では借上げバスだと負担割合が高だけでなく、団体割引も難しいことがあり相当苦慮している。</li> <li>●卒業アルバムは人数割りで価格が決まるため少人数になると一人当たりの価格が高額になる。行事の写真撮影についても教職員が行い業者に渡して加工してもらうなど現場負担が生じている。</li> <li>●校内清掃も児童生徒だけでは手が回らず、管理作業員や教職員で行う清掃範囲が増えて現場負担が生じている。</li> <li>●教員の減少により、中学校での教科数（9教科11科目）に足りず、非常勤講師や各種加配教員に加え、他校と兼務することで、必須教科の授業が可能となっている。</li> <li>●教員の減少により、複数の部活動を担当しないといけないため相当な負担となっている。</li> </ul>
	学校の取組み	<p>○全学年を縦割りして、遊びの場や校内清掃の場で学年間の親交を深めている。</p> <p>○6年生が1年生にタブレットの使い方を教える、通学時に誘い合うなど上級生が下級生の面倒を見ることで子どもたちの良い影響を与えている。</p> <p>○放課後学習等により希望する児童生徒への学力アップを図っている。学力に問題があっても希望されない児童生徒へは教職員が積極的に勧誘している。</p>
風評について	具体的な風評	<p>【学校に対するうわさ話】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●学校が荒れている。(以前に荒れていたが、今は荒れていないという学校が多い)</li> <li>●学力が低い。(学校案内の資料で学力テストの結果がわかる)</li> </ul> <p>【小学校のうわさ等により中学校に影響のあったもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●小学校6年生のクラスに荒れがあり、原因となる児童と同じ中学校に行きたくないという理由から通学区域外の中学校を選択した。</li> </ul> <p>【中学校のうわさ等により小学校に影響のあったもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●ある中学校に行きたくないから、その校区である小学校に行きたくないという話を聞いたことがある。</li> </ul> <p>【忌避意識に関して】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●旧の同和教育推進校だから行きたくないという話は聞いたことはないが、学校や地域では旧の同和教育推進校だから選択されないのではないかと感じてしまうこともある。</li> </ul> <p>【学力テストに関して】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●点数が良くないことにより、学力で避けられていると感じてしまう。</li> </ul> <p>【学校選択制について】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●学校選択制により子どもが減っていると地域から言われることがある。</li> </ul>
	学校の対策	<p>○中学校区内の小中学校長が集まって学校選択制により校区外を選択される原因を分析するなどの議論を行った。</p> <p>○通学区域内の中学校への進学が楽しみとなるように小中学校が連携して、部活動体験などの事業を行った。</p>

学校選択制について	制度の影響	<ul style="list-style-type: none"> <li>●自校より他校の方が距離的に近いなど、もともと立地的に不利と思われる場所に学校がある。</li> <li>●選択制の結果として校区外への就学が多いことがさらにマイナスイメージとなってしまう。学校への目線が厳しくなり、結果的に教職員の自己肯定感の低下につながってしまう。</li> <li>●学校の特色づくりというが、学校選択制については学校の特色で選ばれているという実感が無い。</li> <li>●地域特性の関係もあり他の校区から大人数が就学することにより、学年全体へ与える影響は大きい。</li> <li>●兄や姉が学校選択制の制度で通学区域外の学校を選択した場合、そのきょうだいについては、同じ学校を選択する傾向がある。</li> </ul>
	事務負担	<ul style="list-style-type: none"> <li>●慣れている人もいると思うが、学校案内の原稿作成が負担。 (一部の区では区役所が作成し内容確認のみの学校もあり。)</li> <li>○学校案内の作成は負担ではあるが、活性化条例の一環で学校の特色づくりとして必要であると考えている。</li> <li>●学校説明会のうち一日は休日に実施をしてほしいと区から要望されており、負担である。</li> </ul>
	地域の声	<ul style="list-style-type: none"> <li>●児童生徒の校区外への就学により学校の小規模化が加速し、地域からは学校の存続を心配する声がある。防災拠点となっている学校であれば余計に心配される。</li> </ul>
	教職員の声	<ul style="list-style-type: none"> <li>●選択制による校区外への就学が多い学校は教職員の自己肯定感が下がってしまい「いくら頑張っても同じ。選ばれないことは悪いこと。」だと考えてしまう。</li> <li>○選択制により校区外への就学が多くても、自校を選んでくれた児童生徒のことを考えると、しっかりと面倒を見ていこうという使命感が強くなった。</li> <li>□選択制によりその学校を選択した場合、卒業までは統廃合しないでほしい。</li> <li>□距離が遠いなど一定の条件を付して、自転車通学も認めてほしい。</li> </ul>
	設備改善	<ul style="list-style-type: none"> <li>□学校選択制の実施に当たっては、施設の増築等の対応は原則行わないとなっているが、エアコンを整備することにより受け入れが可能である。現状のままだと年度ごとの受入人数に大幅な差が生じるため、前提条件の改善を検討してほしい。</li> </ul>
学校の取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>○校長自らが学校HPを毎日更新するなど情報発信に注力している。</li> <li>○児童生徒の学力アップのために放課後学習会など課外授業に取り組んでいる。強制ではないので必要な児童生徒はうまく活用している。</li> <li>○教職員が児童生徒へ丁寧に接している。職員室にいる時間が少なく児童生徒と接する時間を大切にしている。</li> </ul>	
不登校児童生徒について	<ul style="list-style-type: none"> <li>●小学校で問題があり不登校になった児童が中学校の入学の際に学校選択制で通学区域外の学校に就学しても再び不登校となってしまうことがある。</li> <li>●家庭環境に問題がある児童生徒で、保護者と連携して対応したくても、なかなか接触できないこともある。家庭環境の課題には相当労力が必要である。</li> <li>○不登校問題は学校選択制に特化されたことでもなく、通学区域外児童生徒の不登校の対応で選択制が大きな課題であるとは考えていない。</li> <li>○不登校児童生徒の対応に対する区の支援事業は学校の負担軽減に繋がっている。</li> </ul>	

地域との関係		<p>○学校長が区行事、地域活動協議会の行事に積極的に参加し、地域の意見を聞くようにしている。</p> <p>○学校の情報(学校説明会の開催)を町会の掲示板に掲示してもらおうなど、地域と連携して情報発信している。</p>
特別支援学級	課題点	<ul style="list-style-type: none"> <li>●小規模校だから児童生徒に対する配慮が手厚いと期待する保護者がいる。しかし、教員の配置によっては希望する支援が十分できない場合がある。</li> <li>●本来であれば特別支援が必要であるが、特別支援学級での受入可能枠がないため、通常学級で申し込みし、入学後に特別支援学級に入級を希望する場合がある。</li> <li>●選択制により入学希望している児童の情報が中学校へ事前共有できていない。</li> </ul>
	改善要望	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/>保護者に特別支援学級についてあまり浸透していないのか、希望調査票に「○」が付いていない場合が多い。</li> <li><input type="checkbox"/>情報共有に関わって、特別支援については、事前に希望する児童生徒の支援の内容が分かれば受入可能枠を広げこともできるため、学校間での情報共有はしてほしい。</li> <li><input type="checkbox"/>保護者からの選択校への事前相談があれば、スムーズに支援が行えることから、事前に校区内の学校だけでなく選択校のどちらにも相談が必要。</li> <li><input type="checkbox"/>特別支援学級の受入可能枠の決定時期などスケジュールをインクルーシブのヒアリングのタイミングに間に合うように設定してもらいたい。</li> <li><input type="checkbox"/>就学前検診についても、本校への就学が決まっている児童生徒と相談したい。例えば学校説明会とタイアップはできないものか。</li> </ul>

## 12 学校選択制の検証について

大阪教育大学 森田英嗣 教授

「学校選択制にかかる検証について【最終まとめ】」の報告を拝読し、考えたことを以下に記述させていただきます。

### I 学校選択制の満足度

アンケート調査の「学校選択制は大阪市の子どもや保護者、大阪市の学校教育にとって良い制度だと思いますか」の項目については、保護者全体の75.8%の方が「良い制度だと思う」と回答していることから（資料⑤）、全体として支持される制度になっているように見受けられました。

この傾向は、校区外の学校を希望したがその希望が叶えられなかった保護者にも認められ、小学校、中学校の保護者で「校区外の学校を希望したが、抽選に落選した」方々のそれぞれ、67.8%、73.5%が、「校区外を希望したが、やむをえず校区の学校を選択した」方々についてもそれぞれ68.4%、73.1%が、良い制度だと「思う」と回答していました。

ただし、地域団体においては51.0%の方が「良い制度だと思う」と回答しているものの、地域によっては通学区域外の児童生徒の保護者との連携のしづらさなどを感じておられるところもあり（資料⑦）、より満足度を高めるうえでは、区役所や学校関係者等によるコーディネートなど地域との連携を向上させる何らかの取り組みが必要ではないかと感じました。

### II 子どもや保護者が意見を述べ学校を選ぶことができているか

「学校選択制によって、子どもや保護者が意見を述べ、学校を選ぶことができていると思いますか。」の質問項目についての小学生の保護者、中学生の保護者による回答をみると、それぞれ57.1%、61.2%ができていると「思う」と回答しており（資料⑧）、この制度を支持する意見が多く見られました。

ただし、小学生の保護者、中学生の保護者のそれぞれ11.5%、14.0%が「思わない」、27.6%、21.8%が「わからない」としており、決して無視できる数字ではないように思われます。とりわけそのように回答した理由を見てみると、義務教育段階の学校教育の根幹に関わるような指摘も見られました。例えば、小学生の保護者、中学生の保護者、地域団体の意見でそれぞれ一番多かった「児童数増減の影響がある」「公立学校は同じ教育内容であるべき」「校区外の児童・保護者と地域が連携できない」などの指摘は、学校教育のあり方についての本質的な指摘だとも考えられ、今後も意識的であるべきだと思われます。

### III 子どもや保護者が学校教育に強い関心を持つようになったか

「学校選択制によって、子どもや保護者が学校教育に深い関心を持つようになったと思いますか」の質問項目については、小学生の保護者、中学生の保護者はそれぞれ、60.9%、55.8%が「思う」と回答しています（資料⑩）。学校選択制が始まる前においても学校教育に深い関心を抱く保護者は一定程度いたと考えられるため、学校選択制は学校教育によ

り深い関心を持つようになる契機になったことが伺えます。

どのような側面の関心を持つようになったかについては、別途検証する必要がありますが、いずれにしても、この関心の高まりを、学校づくりの契機として活用していく取り組みが今後求められると言えそうです。とりわけ、「学校案内」「学校ホームページ」など、時間や場所を問わずに情報を収集できる仕組みを充実させるとともに、学校公開など、学校に直接触れる機会を提供することなども有効手法だと思われます。

#### IV 特色ある学校づくりが進んだか

「学校選択制によって、特色ある学校づくりが進んだと思いますか」の質問については、中学生保護者の「思う」「思わない」「わからない」の回答（小学生の保護者へのアンケートには同質問項目は含まれていませんでした）が、それぞれ31.9%、29.5%、35.8%となっており、はっきりとした傾向は見られませんでした（資料⑫）。これは、学校選択制の導入と同時期に、学校には他の面からもさまざまな特色づくりが求められており、学校選択制だけがその要因であるとは特定が難しいためだと考えられます。さらに言えば、特色ある学校づくりが進んだかどうかを考えるには、従前の状況と比較する必要がありますが、十分な情報が共有された上での判断ができた状況にあったのかについても、今後さらなる検証が必要だと思われます。

実際、学校への質問項目である「学校選択制によって、あなたの学校における特色ある学校づくりが進んだと思いますか」についても、「思う」「思わない」「どちらでもない」の回答が、小学校で14.0%、19.2%、61.2%、中学校で17.7%、18.5%、56.9%となっており、学校選択制が特色ある学校づくりに貢献したと明確には言える結果とはなっていないようです（資料⑫）。

#### V 開かれた学校づくりが進んだか

「学校選択制によって、あなたの学校における保護者や地域住民の参加が進むような取り組み（授業参観、学校公開など）が充実してきたと思いますか」については、中学生の保護者（小学生の保護者へのアンケートには同質問項目は含まれていませんでした）、地域団体、学校の回答からは、一貫した傾向は読み取れず、いずれも「思う」「思わない」の率の間に大差はありませんでした（資料⑬）。すなわち、「思う」「思わない」の回答は、中学生保護者ではそれぞれ28.8%、30.1%、地域団体（小学校）ではそれぞれ40.6%、34.4%、地域団体（中学校）ではそれぞれ32.4%、30.4%でした。さらに小学校ではそれぞれ20.3%、19.2%で中学校でも16.2%、20.8%であり、差異は認められませんでした。

学校長の自由記述からは、学校選択制に関係なく、従来から開かれた学校づくりには取り組んでいるという回答も多く見られました。上述したように、学校選択制は他の改革と同時になされており、学校選択制だけを取り上げて、それが開かれた学校づくりに影響したかどうかの判断は、各回答者にとって難しかったのだと思われます。

#### VI 児童生徒の通学の安全に課題が生じていないか

「あなたのお子さんの通学の安全に課題が生じていると思いますか」の質問項目については、小学校、中学校とも、学校と保護者の間で認識のずれがあるように見受けられました。すなわち、課題が「ある」の回答は、小学生の保護者と小学校でそれぞれ24.2%、



54.9%、中学生の保護者と中学校でそれぞれ10.6%、37.7%となって保護者よりも学校において、課題があると感じている割合が高くなっています（資料⑭）。

学校選択制と通学路の安全の関係は、従前より指摘されてきたことですが、保護者と学校との認識のずれは一つの脅威とも捉えられますので、今後認識のずれを解消することも含めて、何らかの取り組みが求められていると言えそうです。安全確保の取り組みは、保護者、地域、学校、行政が連携することによってのみ進められます。学校選択制の検証が契機となり、安全確保の取り組みが、子どもたちを危険から守り、育てるコミュニティづくりのムーブメントとなることが期待されます。

## Ⅶ 学校と地域、保護者の連携に課題が生じていないか

「学校選択制の導入により、あなたの学校における学校と地域、保護者の連携にどのような影響がありましたか」の回答については、「良くなった」「変わらない」「悪くなった」の回答が、小学校でそれぞれ2.4%、80.1%、9.8%、中学校でそれぞれ3.9%、77.7%、9.2%であり、「悪くなった」が「良くなった」の2～3倍程度見られました（資料⑯）。

また、地域団体の回答もそれぞれ3.1%、63.5%、9.6%であり、同様の傾向が見られます（資料⑰）。いずれの場合も「変わらない」の回答が多くを占めるとはいえ、今後この傾向がどのように変化するか、注意が必要だと思います。

保護者・地域との連携の実現は、学校教育の核心的課題であることは言うまでもありません。地域コミュニティの希薄化が学校教育に及ぼす影響についてはこれまでも度々指摘されてきました。今回のアンケートからは、学校選択制が、この点において大きな影響をもたらしているとは言いませんが、引き続きその影響は見ていく必要があるように思います。

## Ⅷ 区や学校が提供する情報ではなく、風評等による学校の選択がなされていないか

「大阪市では、学校案内や学校説明会、学校公開等において、各校の情報を提供しています。あなたや他の方も含め、風評（うわさ）等による学校の選択が行われていると思いますか」の質問項目については、されていると「思う」「思わない」「わからない」の回答が、小学生の親でそれぞれ31.0%、28.5%、36.8%で、中学生の親でそれぞれ27.1%、38.6%、30.0%となっていました（資料⑱）。根拠のない情報で学校選択が行われることは、避けなければなりませんから、理想的には「思う」の率をできるだけ低く抑える制度設計が求められます。

ワーキングでも議論されたように、学校選択においてもいわれのない忌避意識や事実と異なる風評や偏見等で就学する学校を選ぶことはあってはならないことであり、正しい情報発信とともに学校を開き周知啓発を継続して積極的に行っていくことが大切です。

## Ⅸ 学校選択制による児童生徒数の増減で、教育的課題が生じていないか

「学校選択制による児童・生徒の増減によって、あなたの学校に教育的課題が生じていますか」の質問項目については、課題が「ある」「ない」と回答した学校は、小学校でそれぞれ38.8%（うち増による課題が25.2%、減による課題が13.6%）、59.4%であり、中学校でそれぞれ37.7%（うち増による課題が21.5%、現による課題が16.2%）、60.8%であり（資料㉓）、学校に教職員の負担増等の新たな課題を投げかけている可能性が示唆され

ました。

学校長との意見交換では学校選択制による児童生徒数の増減による教育的課題について様々なご意見がありました。すなわち、大規模校で児童生徒数が増加すると普通教室の不足や運動場の利用制限などの課題が発生し得ます。また小規模校でさらに児童生徒数が減少することは、修学旅行、運動会など学校行事の問題や授業が成立しないなどの課題が生じ得ます。いずれにせよ学校選択制を利用する児童生徒や保護者のニーズから考えると、適正規模校で教育を行うことの議論が大切ではないかと思われま

す。また、ワーキングの検証では多くの児童生徒の保護者が適正規模校を希望されている傾向がデータから見えてきていました。学校選択制においては、児童生徒や保護者に学校を選択する権利があり、選択する学校を制限することはできませんが、小規模校となっている原因や、それによる児童生徒への弊害などがあるのであればその課題を解消していくことが必要です。学校選択制の議論と、学校統廃合の議論は異なるものであり、子どもたちの最善の利益を図ることを最優先に議論していくことが重要であると考えます。

学校教育（とりわけ義務教育段階の学校教育）は、保護者や地域の参画・連携があつて、はじめてその目的が達成されるものです。教育現場で抱える課題は児童生徒、保護者、地域などにより多種多様であり、学校長だけの努力だけでは解消が困難なこともあり、教育委員会、区役所との連携により取り組んでいくべきものもあると考えます。学校選択制の検証を契機として、子どもたちの最善の利益が図られるよう、学校や行政機関が連携して課題に取り組むことが重要です。

## X 今回の検証を通して

大阪市では平成26年度入学から学校選択制が導入され、当時期待していたメリットや課題等について、令和2年～3年度に実施したアンケート結果をもとにワーキンググループで検証を行いました。既に各区において、当該区の現状を分析・公表されていますが、今年度には大阪市という視点で学校選択制を分析し検証してきました。

今回の検証でまず感じたことは、学校選択制そのものは児童生徒のための制度であり、保護者からも肯定的な意見が多くみられる制度であると言えますが、児童生徒やその保護者、学校、地域団体がそれぞれの立場で学校選択制がどのように映っているかが異なり、それによって見えてくる課題も異なっているように感じました。ただし、誰もが大阪の教育力の向上、充実を図り、教育の振興を推進し、子どもたちの最善の利益を図ることを望んでいることは事実だと思しますので、それぞれが連携し社会全体で就学制度を支えていくことが大切であると思えます。とりわけ一人ひとりの保護者は、学校を消費者的な立場から選別する人としてではなく、ともに子どもを育てていくパートナーとしての立場から学校教育に参画する主体として積極的に位置付けられることが必要です。それには、PTA活動とともに、地域との連携を基盤にしたコミュニティづくりを前提にした関係づくりが何より重要です。

視点「9」でも触れましたが、学校教育は、保護者や地域の参画・連携があつて、はじめてその目的が達成されるものでありますので、今回の検証結果がワーキングの当初の目的である学校選択制をより良い制度とするということのために活用されることを期待しています。そうした観点から、関係者の皆様には、くれぐれも、学校と保護者が分断されることがないように、本制度の運用をお願いしたいと思います。